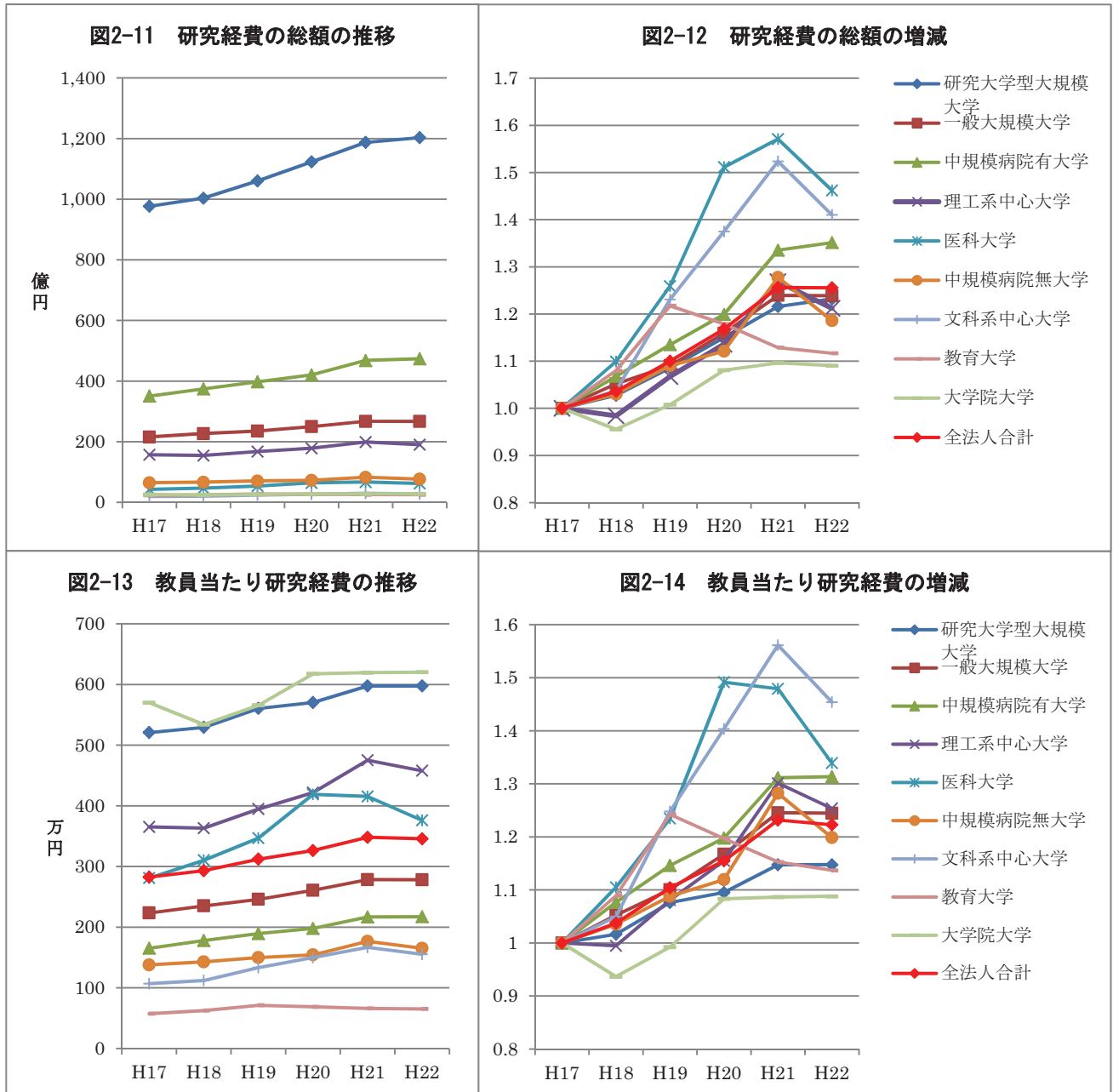


## ② 研究経費

図2-11～14は、財務諸表に記載される「研究経費」について、大学類型別に平成17年度から22年度にかけての増減と絶対額の推移とを、総額と教員当たりのそれぞれで掲げたものである。平成17年度と平成22年度とを較べると、すべての数値に関して、全ての大学類型において増加しているが、多くの大学類型で、平成21年度までの一貫した増加傾向が平成22年度になると停止するパターンは、教育経費の動向と相似している。研究大学型大学における総額の伸びが大きいが、教員当たりの増加額では理工系中心大学や医科大学の伸びも大きい。一方教員養成大学では平成19年度をピークに以後減少に転じている。



(出典) 文部科学省作成資料に基づき内閣府作成

上記の研究経費は運営交付金をはじめとする法人収益を原資とするものであるが、これらが直接に個々の教員に研究経費として配布されるわけではなく、実際にはその多くが様々な共通経費に充当され、個々の教員に配分される額は少額であると考えられる。

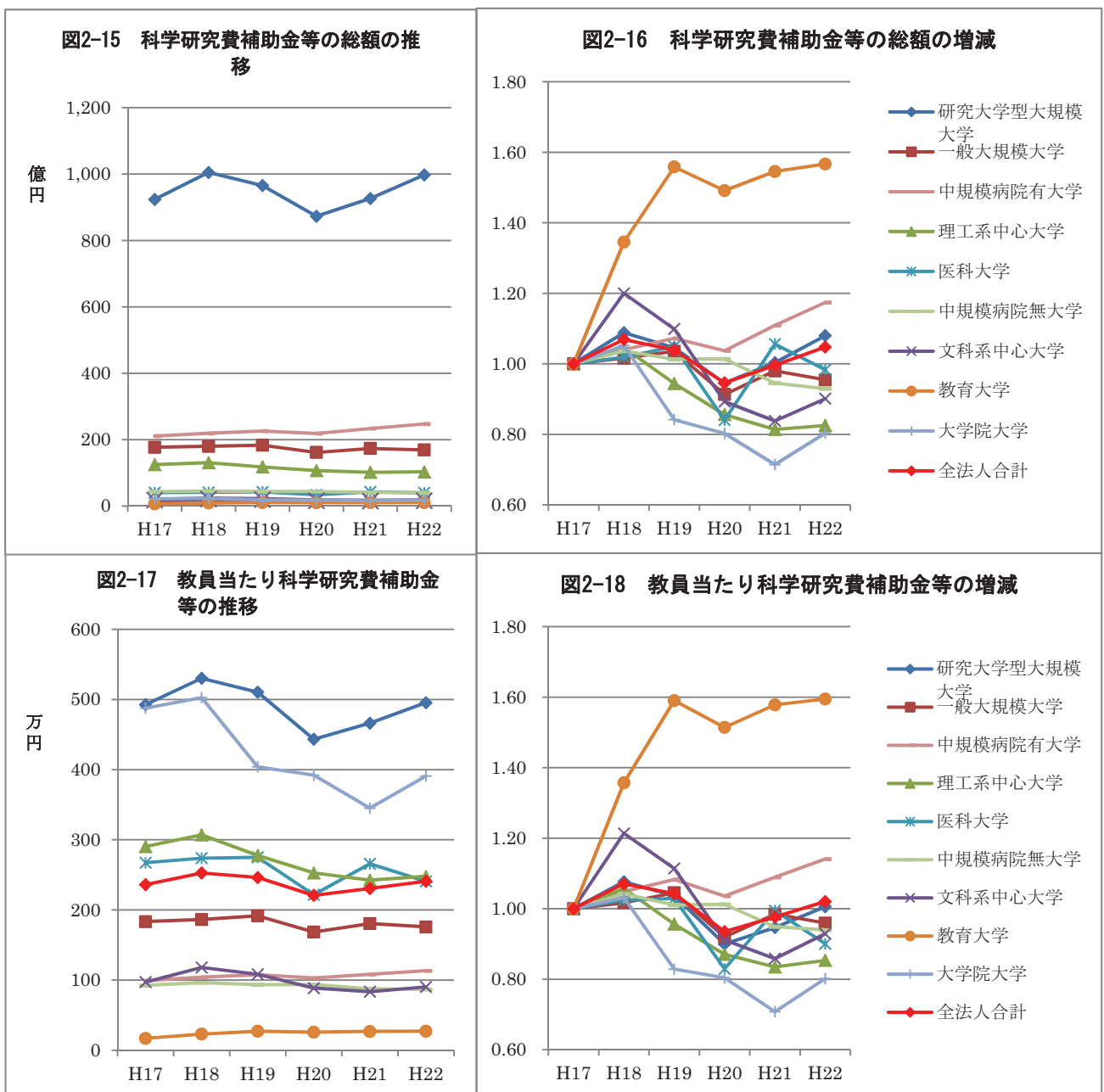
現在では、自然科学系の研究経費の多くは個々の教員が法人の外部から獲得する資金によっ

て支えられていると言われており、こうした資金の動向についても検証する必要がある。図2-15～18は、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金について掲げたものであり、図2-19～22は、受託研究費等の外部資金について掲げたものである（注）。

（注）政府や企業から受け入れる受託研究費や共同研究費を含むが、21、22頁で見たように、金額的には政府からの受託研究費が大きな比率を占めている。

競争的研究資金については、総額と教員当たり金額ともに多くの大学類型で平成17年度の水準を維持できておらず、特に大学院大学と理工系中心大学での減少が大きい。受託研究費等については平成19年度まで多くの大学類型で伸びが見られたが、平成20年度以降は伸びが止まった状態となっている。

いずれの経費も、「研究経費」と較べると教員当たり金額における研究大学型大学とそれ以外の大学類型の大学との差が大きい。



（出典）文部科学省作成資料に基づき内閣府作成

図2-19 受託研究費等の総額の推移

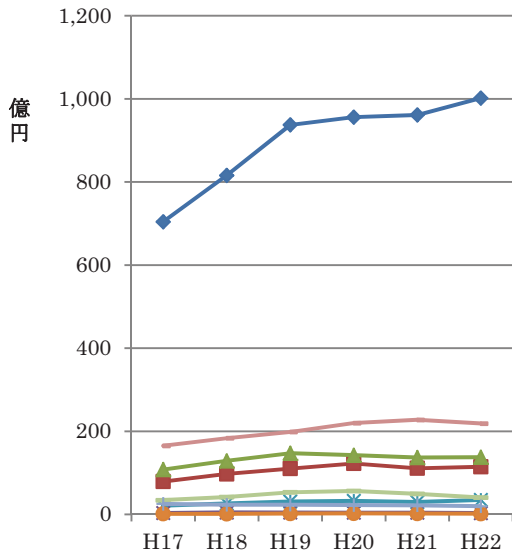


図2-20 受託研究費等の総額の増減

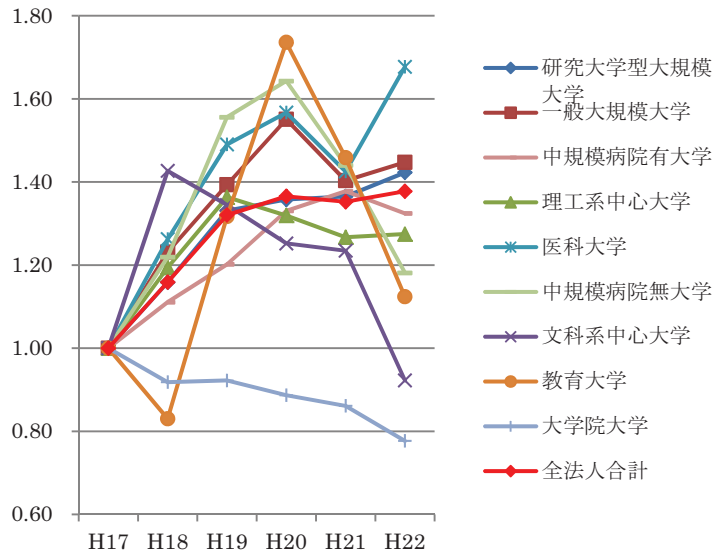


図2-21 教員当たり受託研究費等の推移

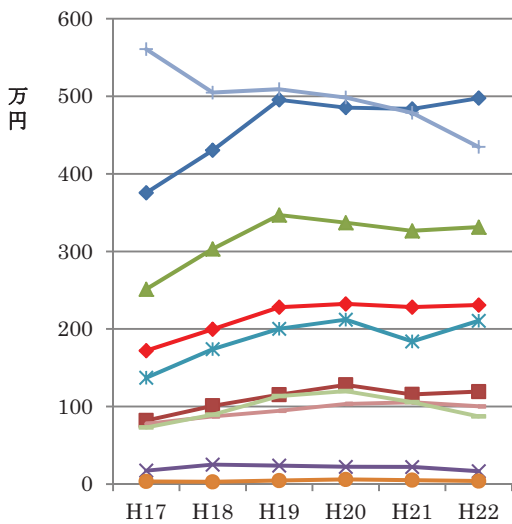
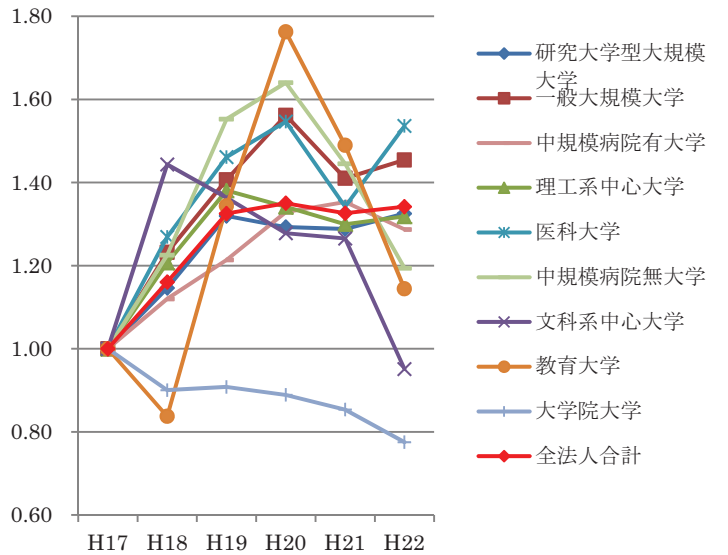


図2-22 教員当たり受託研究費等の増減



(出典) 文部科学省作成資料に基づき内閣府作成

## 2. 2. 3 人件費の確保の状況

前節において教育経費と研究経費、並びに外部資金による研究経費のそれぞれの状況を見た。外部資金の中で競争的研究資金については、理工系中心大学や大学院大学での落ち込みも見られたが、教育経費と研究経費については殆どの大学類型において平成 17 年度以降増加している。これは一見法人化以降の窮乏化や大学間の格差拡大を否定する事実であるように思われるが、その意味については経常利益との関係に照らして改めて考察を加える（50 頁）。

しかし何れにせよ、教育経費が法人の支出全体に占める比率は 5.5%であり、研究経費においても 9.1%に過ぎない。法人支出の過半を占めるのは人件費であって、これについて検証を行うことは重要である（教員人件費で 29.3%、職員人件費で 21.3%を占めている。いずれも平成 22 年度、全法人合計）。人件費については、平成 18 年度以降の 6 年間、政府の総人件費改革を受けた支出の削減が求められてきたことから（図 2-23）、多くの大学において常勤教員人件費が減少するとともに、大学類型によってその増減の状況に違いが生じてきている。

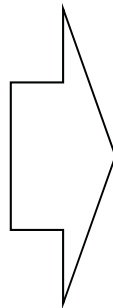
図 2-23 国立大学法人における総人件費改革の適用

### 人件費の財源

※ 財源となる資金の違いで対象が決められるのではないが、運営費交付金以外の資金の獲得額が大きい大学ほど、削減対象外の一時的ポストを設ける資金力が生まれる。

運営費交付金  
(毎年度予算額を削減)

運営費交付金以外の資金  
(例：GCOE プログラムの補助金など)



総人件費改革の適用  
(平成 18 年度以降の 6 年間で 6%の削減要請)



国立大学時代に措置されていた定員を  
継承したポストの教職員の人件費  
(常勤の恒常的ポスト)  
任期付きポストを含む(注)

適用除外

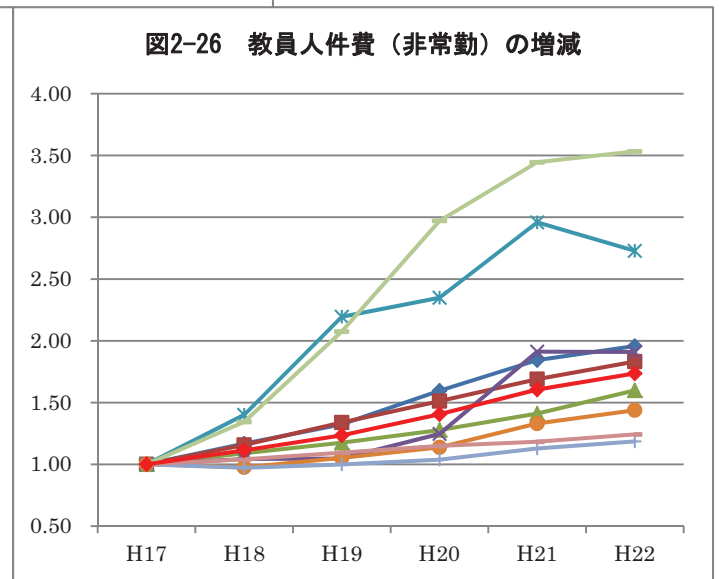
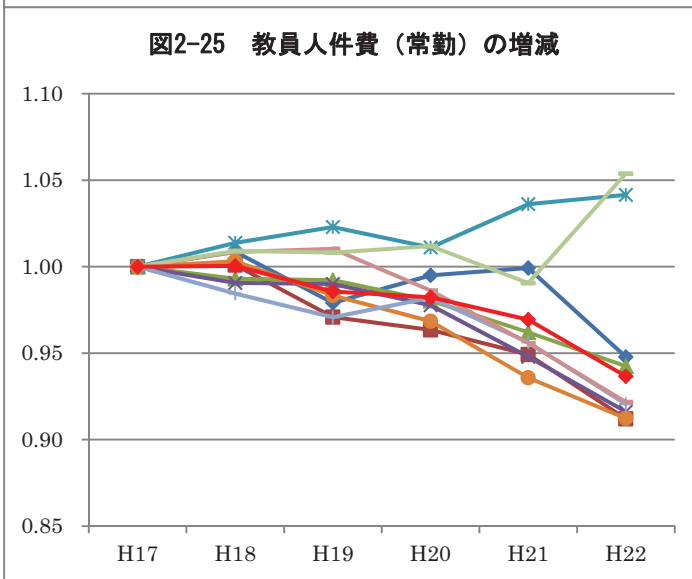
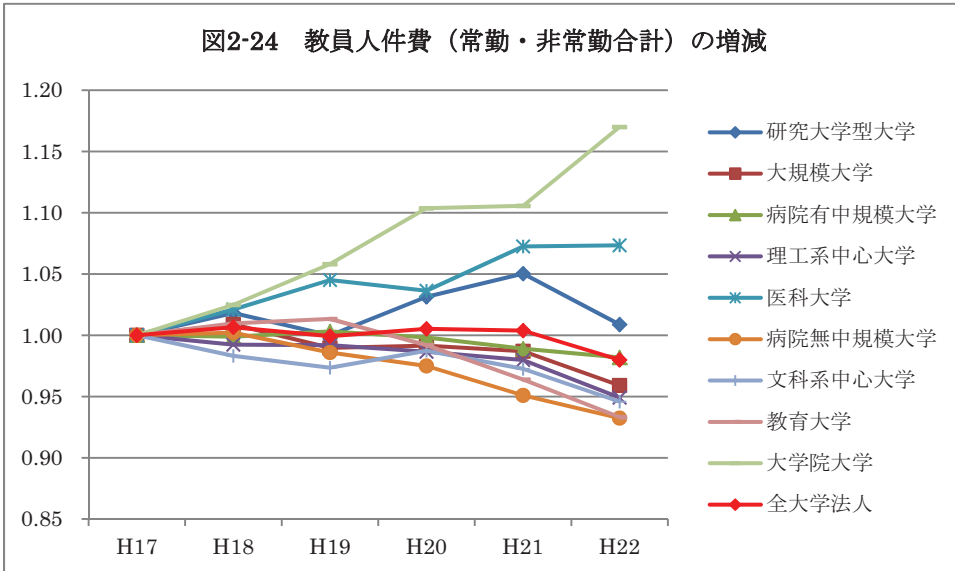
国立大学時代の定員継承ポストと別に、  
期限を区切って一時的に設けたポスト  
の教職員の人件費  
(常勤の一時的ポスト)

非常勤の教職員の人件費

注) あくまでポスト自体の恒常性が問題とされるのであり、任期の有無は適用の除外理由とならない。

### ①教員人件費

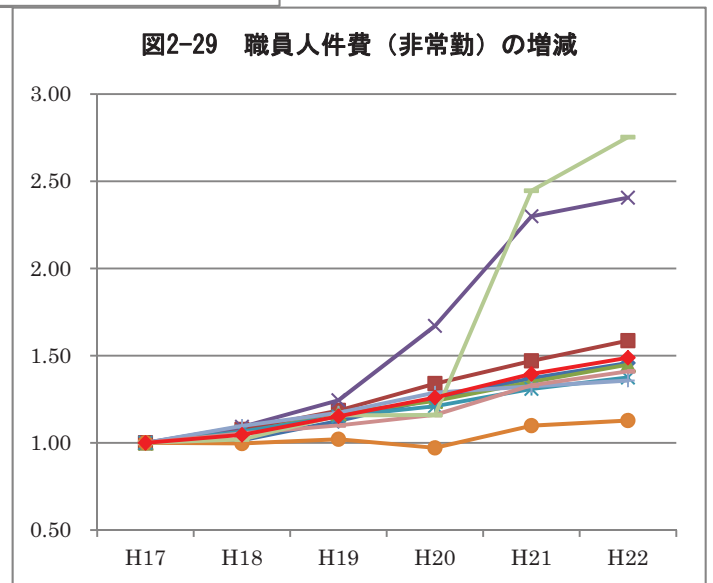
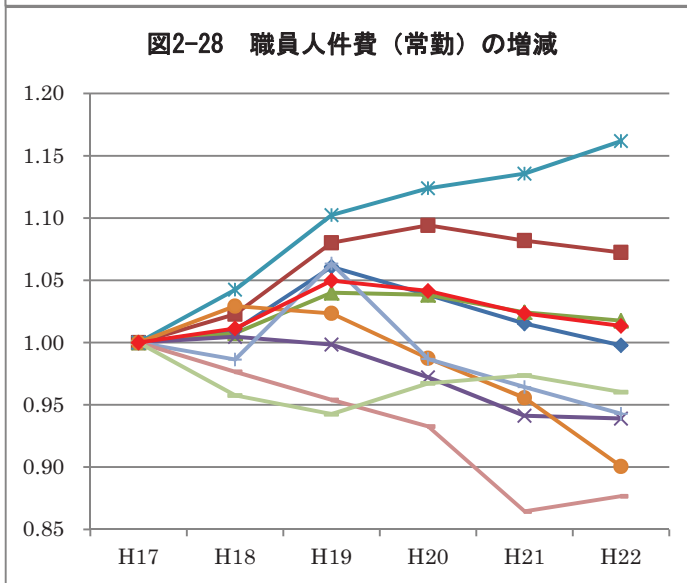
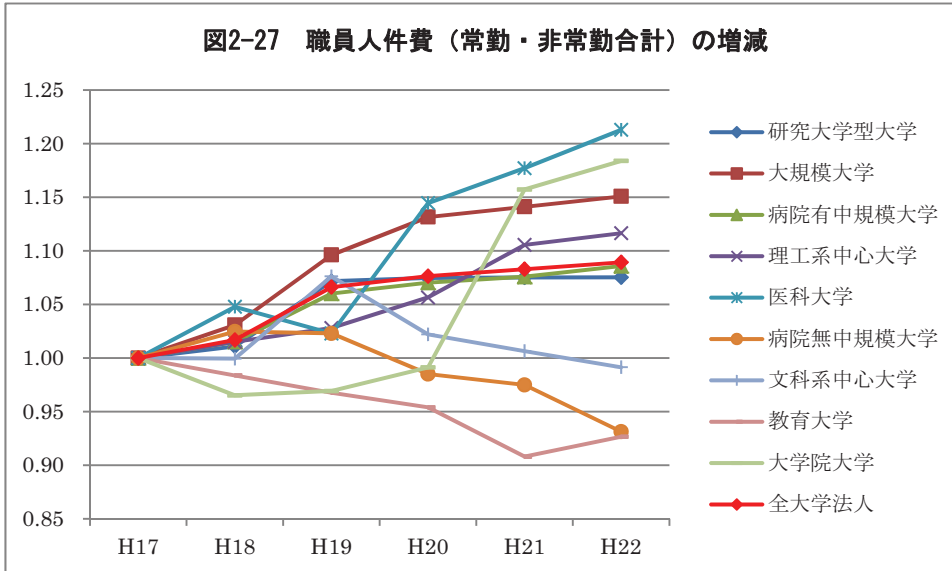
大学類型別に教員人件費の増減を掲げたのが図 2-24～26 である。22 年度の支出額を 17 年度と比較すると、常勤教員人件費については医科大学と大学院大学を除くすべての大学類型で減少した。その一方で非常勤教員人件費はいずれの大学類型でも増加しており、特に大学院大学と医科大学での伸びが著しい。



(出典) 文部科学省作成資料に基づき内閣府作成

## ②職員人件費

同様に大学類型別に職員人件費の増減を掲げたのが図 2-27～29 である。常勤職員人件費については医科大学、大規模大学、中規模病院有大学で増加しており、研究大学型大学においても 17 年度の水準を維持している。非常勤職員人件費については、教員と同様にいずれの大学類型でも増加しているが、特に大学院大学と理工系中心大学での伸びが著しい。



(出典) 文部科学省作成資料に基づき内閣府作成